## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成27年6月25日(木) 午前10時00分~10時28分 会 場 委員会室

#### 1. 出席者

1番 杉浦 康憲、 3番 柳沢 英希、 7番 柴田 耕一、8番 幸前 信雄、11番 神谷 直子、12番 内藤とし子、14番 鈴木 勝彦、16番 小野田由紀子

オブザーバー 副議長

## 2. 欠席者

なし

# 3. 傍聴者

2番 神谷 利盛、 4番 浅岡 保夫、 5番 長谷川広昌、

6番 黒川 美克、10番 杉浦 敏和、13番 北川 広人、

15番 小嶋 克彦

#### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、

企画部長、人事GL、総合政策GL、

福祉部長、地域福祉GL、生涯現役まちづくりGL、

保健福祉GL、介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、 地域福祉G主幹、

こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、

学校経営(教育センター)GL、学校経営(教育センター)G主幹

#### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

# 6. 付議事項

- (1) 議案第48号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び 推進に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第49号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第1 回)
- (4) 議案第51号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算 (第1回)
- (5) 陳情第 2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情

#### 7. 会議経過

#### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は 成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

# 市長挨拶

委員長 去る6月22日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案2件、補正予算2件、陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を 行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。 本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございません か。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたしま す。それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いをいたし ます。

答(企画部) 特にございません。

#### 《議題》

(1) 議案第48号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推 進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) この条例は低所得者の保険料を下げるということだという ふうに聞いていますが、第1段階を0.45を0.4にするというふう に聞いていますが、この生活保護の方たちが多いかと思うんですが、生 活保護以外の方はどれ位みえるのかお示しください。

答(介護保険・障がい) 第1段階の方の人数は当初予算のほうで示させていただいております898人ということになります。その内、生活保護にかかる方の分につきましてはすみません、現在、数字を持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

問(12) 生活保護の数字はわからないということですが、あとでまた教えていただきたいと思うんですが、そうすると生活保護の方と、そうではない方とみえると思うんですが、生活保護の方は国から入ってくると思うんですが、あと生活保護を受けてない方についてはそれでも26,304円かかるわけですが、どうやって払っているか聞いてはそれ

は皆それぞれでしょうからですが…、0.4負担をするといってもかなり厳しいと思うんですが、その点ではどのように考えてみえるのかお示しください。

答(介護保険・障がい) 委員おっしゃるとおりですね、生活保護の方につきましては保護費のほうで支給がされて、それが保険者のほうに入るといった流れになります。それで納め方については、委員も御承知のとおり特別徴収による方法、それから普通徴収による方法、二つがありますので、そのどちらかで納めていただくということになります。それで金額に26,000円という年額を支払われるに当たってですね、非常に困難な方という方も中にはおみえになるとは思います。その辺は税務グループのほうとしっかり協力しながら分納等を、いろいろな手段を使って納めていただく、そういった形になろうかと思っております。

問(12) 今、第1段階だけではなくて全体をとおしてで結構なんで すが、滞納ってどれ位あるんでしょうか。お示しください。

答(介護保険・障がい) 滞納者の人数につきましては、申し訳ございません。資料を持ち合わせておりません。

問(12) あとでまた教えてください。では、結構です。

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第49号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(1) 議案第49号なんですが今回、前回議案説明において影響額が468,000円程度という説明がありましたが、その詳細について教えてください。46万円と言いましたが768,000円の間違いです。

答(こども育成) 768,000円の内訳でございますが、平成27年4月の児童の状況で試算をさせていただきましたところ、全額減免の対象となる児童が母子父子世帯で8人見込まれております。この内、第

一子の児童が3人で288,000円、第二子の児童が5人で480,000円と見込んでおります。なお在宅障害児者世帯や生活困窮世帯については、現在のところ該当なしと見込んでおります。また養育里親世帯等については現在のところ該当がありません。

問(1) これは幼稚園ということなんですが、保育園や認定こども園 についてはどうでしょうか。

答(こども育成) 減免の仕組みついては、国の新制度では利用者負担額について国が政令で定める額を限度として市が利用者負担額を定めることとされておりまして、これを市では高浜市特定教育保育施設等利用者負担に関する規則で定めております。今回の公立幼稚園の授業料については、条例で金額を定めておりまして、利用者負担額がこの上限を超える金額について減免により減額する仕組みになっておりますが、保育園につきましてはこの母子父子世帯等の保育料についてはこれまでも同様の規定が設けられておりまして、新制度による新たな影響というのは特にございません。

意(1) ありがとうございました。この支援が拡充されることで、子供たちを産み育てやすい高浜市になることを期待しております。お願いします。

問(12) 前のとき、説明のときに、何か遡及措置による影響はないというふうに聞いているんですが、これは4月1日からの附則としてこの条例が適用されるということになっているんですが、4月分、5月分、6月分も納めたかと思うんですが、こういう分についてはどのようになるんでしょうか。

答(こども育成) 今の遡及措置の関係でございますが、これまでも幼稚園授業料の減免につきましては大体今からの時期、6月7月というところの中で、園を通じて保護者の方にご案内をしておりまして、例年このタイミングで実施をしてきておりまして、この新制度によってその制度が変わったから特にやり方が変わるということではなくて、従来も同じような取り扱いをやっておった中で特に影響はございませんということでございますので、よろしくお願いいたします。

問(3) 27年度の話は少し人数等が出ていたのですけれど、28年 以降ですね、どういう影響がどれ位、もしわかればですけれども、もし 情報としてあれば。

答(こども育成) 今年度は先ほど申し上げましたとおりで、これもですね、まだ今から申請をいただいて、実際に申請をいただいて減免の決定をさせていただく手続きを進めることになりますので、その年度の状況によって変わってくるというふうに理解をしておりますので、今ここでどうなるということは少し申し上げにくいなと思います。

問(3) 少し勉強不足で申し訳ないので教えてほしいのですが、小学 1年生から3年生までの兄もしくは姉が二人以上いる場合は、というこ となんですけれど、これは3年生までという区切りというのはなぜ3年 生までになってくる…。

答(こども育成) この区切りが先ほど御説明させていただいた中でございました、高浜市でいけば高浜市特定教育保育施設等利用負担に関する規則でこれは定めておりますが、これの大もとのところにつきましては今回の国の新制度の中で、幼稚園につきましては在園児から、小学校3年生までというところの中で、これが規定をされておるところで、これは子ども子育て支援法の規定に基づく範囲ということでさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

問(3) 個人ごとって僕のことではないんですが、近所の方々とか、よくおやじの会とかで小学校だとか通学させているお父さんお母さんと話をしていると、どうしてもやはり5年生6年生とか中学生とか高校生とか兄弟がいると対象から外れたりということをよく伺っていて、その僕も話をしていた方はたまたま今子供が5人おると、それでやはり産み育てやすい環境というと、大きくなれば大きくなるほどそれなりにやはり授業料等もかかってくるので、そういった部分でその、何年生までという上限というのが3年生ということですけれど、せめて高校とかまで考えてもらえるといいのかなとよく言われるんですけど、どうなんですか。

答(こども育成) 高浜市においては、現状は国の規定に準じてという

ところでさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。

委員長 他に質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。先ほど委員長として、1番、杉浦康憲議員のことを鈴木議員と言いましたので、杉浦康憲議員ということで訂正をさせていただきます。

(3) 議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第1回) 委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第51号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

(5) 陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(16) この陳情 2 号ですけれども、まず前文の趣旨の中の文章をずっと読ませていただきますと「地方自治をめぐって、人口減少による地域の衰退などが問題視されていますが、安倍政権の「地方創生」ではこの問題は解決できないと思います。」こういった文章がありますけれど、まさに地方創生元年ということで始まったばかりですので、こういったこれからの取り組み状況なども見ないうちにこういった文章は、ふ

さわしくないというふうに感じました。それから記述の中のⅡ番の3で すけれども、学童保育のことが載っていまして「学童保育の質の改善・ 向上と、指導員が安心して働くことができる身分労働条件を確立するた めに、指導員を常勤で複数配置できるよう予算化してください。」それ から少し飛ばしまして最後のほうで「学童保育と放課後子ども教室を一 体化しないでください。」というふうにありますけれども、市のこの今 の財政の厳しい状況の中で指導員さんを常勤で複数配置するというのは、 大変難しいかなというふうに思います。そういったことで、非常勤であ っても中身の濃い対応をしていただいているというふうに理解をしてお ります。それから、学童保育と放課後子ども教室を一体化とありますけ れども、学童保育というものの事業と放課後これは居場所事業ですけれ どもこういったものは一体化されているわけではありません。放課後居 場所事業というのは皆さん御存知のように小学校で運動場を使って実施 しておりまして、ただ今回、雨の日の対応ということで、学童保育の児 童センターの中で一緒に雨の日は遊んだりとか、それから公民館を利用 したりとか、そういったことでお子さんが顔を合わせるということはあ ろうかと思いますけれども、この文章を見ますとこう賛成できないなと いうふうに思いますので、この陳情には反対とさせていただきます。

意(1) 同じく陳情第2号についてですが、 I 番の「自治体で働く非正規職員の処遇を改善してください。」とありますが、高浜市の非正規職員とは地方公務員法によって定められており、他の職員とのバランス、そして高浜市の現在の財政状況からみても、正規職員と同等というのは、サービスの低下を招きかねないものだと思いますので反対いたします。そしてIII番の2ですが「職場体験などによる、生徒の自衛隊体験活動を行わないでください。」とありますが、憲法において職業の選択の自由が保障されており、そしていろいろな職業を体験するというものは、子供たちの将来において有意義なものだと考えておりますので反対いたします。以上によりこの陳情第2号においては、市政クラブを代表しまして反対を申し上げます。

意(12) 陳情2号について、私共賛成の立場から発言をさせていた

だきます。先ほど、地方創生を始めたばかりで取り組みも見ないで反対 する、これでは問題は解決できないと言っているけれども、というお話 が出ましたが、この名前は違いますが、地方から活性化するというのは これまでにも首相の声かけでやられているんですが、何と言いますか成 果が上がっていないんですね。そういうこともあって、これも同じこと だということで、まあ解決できないと言っていると思うんですが。それ と学童保育の拡充についてですが、学童保育はやはり拡充をしていただ きたいということと、雨の日は公民館を利用すると言われましたが公民 館は利用していないと思いますのでその点と、職場体験の問題ですが、 自衛隊はもともと違憲、合憲、憲法からいっても本当に最初、警察予備 隊からできたいきさつもありまして、憲法からいってもおかしいのでは ないかと言う声もある位で問題がありますので、職場体験の一つにする というのは、問題があると思います。それから常々私共言っているんで すが、非核自治体宣言をぜひ行って自治体協議会に加入してくださいと いうことを言っているんですが、そういう問題が出ていますし、この陳 情には賛成をいたします。

意(11) この陳情ですが、民間より低い初任給の引き上げを始めとしてとありますが、初任給は確かに低いのかもしれませんが、私が調べたところサラリーマンの平均年収所得が413万円で高浜市の職員の平均年収所得が621万円で、比べますと賃金が安いということでは決りてないと思われます。あとですね、正規職員で確保してくださいとありますが、ワークバランスの観点からみましても、働く方の形態は柔軟であるべきだと思います。まして学童保育とありますと、女性の活躍が見込まれる職場だと思われますので、全ての職員を正規職員ということはおかしいと思います。あとですね、IV番の地域間格差の活動は、尊重すべきであると思います。あとですね、IV番の地域間格差

の解消とありますが、何かを選択したら何かを捨てるというのはありではないかと思われますので、この陳情には反対をさせていただきます。 委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号についての意見を終了いたします。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。 なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

#### ≪採決≫

(1) 議案第48号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推 進に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第49号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第1回) について

挙手全員により原案可決

(4)議案第51号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算( 第1回)について

挙手全員により原案可決

(5) 陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次にお諮りをいたします。一つ、障がい者施策について。一つ、教育行政について。一つ、生活困窮者施策について。以上、3件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終 了いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委 員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時28分

福祉文教委員会委員長

# 福祉文教委員会副委員長